

◎新潟県告示第509号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和5年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和5年2月16日	神田 敬一	第11998号	死亡
令和5年3月16日	笹川 正俊	第 6059号	申請
令和5年3月31日	高野 稔	第 3612号	死亡
令和5年3月31日	岩渕 源太	第19396号	申請